

## 会員登録更新手続きのお知らせ

3月末で令和3年度の会員登録期限が終了となります。  
それに伴い、令和4年度への登録更新手続きを行ないます。

### 利用会員の皆さまへ

- 利用会員の皆様へ、**令和4年度利用継続確認用紙**を同封いたしました。
  - 必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒に切手を貼付し、**令和4年3月7日(月)**までにご返信ください。
  - ご記入・ご返送が難しい方は、下記連絡先まで**お電話**ください。
  - 継続希望で長期ご利用のない方は、利用再開の際に、虹のサービス職員による**訪問調査**が必要になります。
- ※訪問時の状況によっては、継続希望であっても、ご利用いただけない場合があります。
- 令和4年度4月1日時点で利用登録を継続している方は、5月に年度会費2,400円（半年以内のご利用の場合は1,200円）を請求いたします。

### 協力会員の皆さまへ

- 全ての協力会員（令和4年2月以降の登録者の方は除く）の皆さまへ、登録更新継続確認用紙を同封いたしました。
  - 必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、令和4年3月7日（月）までご返信ください。
- ※記入していただいた情報は、連絡先の変更等の確認及び活動のご相談の参考とさせていただきます。


登録に関するお問い合わせや書類の返信は、  
**3月7日(月)まで** お願いします。

電話番号 **03-3206-0603** 担当 **藪・宮島**



# 再確認をお願いします！

## 虹のサービスで「できること」「できないこと」

できること	できないこと
<p>利用会員の自宅、病院や施設で、次の活動を行います。</p> <p><b>1 家事のお手伝いなど</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①掃除</li><li>②洗濯、衣類の補修、アイロンかけ</li><li>③布団干し</li><li>④買物</li><li>⑤食事の支度</li><li>⑥外出の付添い（通院や散歩の付添い）</li><li>⑦認知症の方などへの見守り</li><li>⑧話し相手</li><li>⑨代筆・代読</li><li>⑩代行（薬の受取や書類の提出など）</li><li>⑪車いすの移動介助</li></ul> <p><b>2 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①趣味活動への同行や趣味のお手伝い</li><li>②水やりや草むしり等の簡単な植木等の手入れ</li></ul> <p><b>3 区外での活動</b></p> <p>原則、活動は区内のみですが、病院や施設（老人ホームなど）での活動は、近隣地域であれば区外でも対応しています。</p>	<p><b>1 日常的な家事の範囲を超える活動</b> 引越しの手伝い、部屋の模様替え 家屋や家具の修理、自動車の洗車 危険を伴う作業（植木のせん定など）</p> <p><b>2 緊急時に対応する活動</b> 急病や突発的な事故等への対応はできません。</p> <p><b>3 専門的な判断や対応が必要な活動</b> 専門的な知識や対応が必要であったり、生命に危険のある発作などを抱えている方への活動はできません。</p> <p><b>4 医療、看護、リハビリ、はり、灸、マッサージ等資格が必要な活動</b></p> <p><b>5 利用会員以外の家族への活動</b> 利用会員を含まない家族のための食事の支度や洗濯、部屋の掃除などはできません。</p> <p><b>6 利用会員不在の家での活動</b></p> <p><b>7 利用会員の商売や事業に関する活動</b> 所有するアパートやビルの掃除、店番等</p> <p><b>8 金融機関での預金等の出し入れ</b></p> <p><b>9 自家用車を使用する活動</b></p> <p><b>10 介護に関する活動（身体に触れる活動）</b> 入浴介助、身体清拭、オムツ交換、排泄介助、衣服の着脱介助、歩行介助、洗髪・整髪・爪切り、ベットから車いすへの移乗介助など</p>
<p>お互いの優しい気持ちが、 トラブルの種にならないよう に「できること」の範囲内の 活動をお願いいたします！</p> 	

## 活動内容を再チェックしましょう

虹のサービスは、手助けが必要な利用会員さんに対して、ご近所の方が、たすけあいの気持ちでお手伝いするしくみです。お互いに気持ち良く、活動が続けられるよう、以下の点にご留意ください。

### 買 い 物

協力会員が代行する場合、利用会員自宅に到着後に、買ってきてほしいものを伺い、代金を預かります。協力会員さんが、事前にお店に立ち寄って購入することや、立替払いをしていただくことはできません。



### 外出付添い・車いすの移動介助

通院付添い時、診察室内へ同行するなど病状把握はできません。車いすに乗り移る（移乗）ときの、利用会員さんの身体を支えたり、お手伝いする身体介助はできません。利用会員さんの身体状況に変化があった場合には、虹のサービスへご連絡ください。

### 食事の支度

食中毒防止のため、当日中の食べきりをお願いしています。食べきれなかったものや、作り置きしたものについては、保険の適用外となりますのでご注意ください。



### 代筆・代読・代行

利用会員さんの個人情報に関わらないもののみ、お手伝いができます。活動時間外に、協力会員さんに問合せや予約手配してもらうことはできません。過剰なお願いにならないようご注意ください。



活動中の不安や悩んだときは、事務局へご相談ください



# 車いす貸出し事業のご案内



## <中央区民の方>

1ヶ月以内、**無料で**借りることができます。

## <虹のサービス利用会員>

6か月以内、**無料で**借りることができます。

## <中央区社会福祉協議会個人会員及びその家族>

6か月以内、**無料で**借りることができます。

個人会員になるには、申込時に、年度会費（1口1,000円）をお支払いください。

**利用会員さんは、  
半年間無料で  
借りられます！**



**虹のサービスの窓口と  
同じところですよ！  
お気軽にお問い合わせ  
ください。**

## <貸出窓口及び問い合わせ先>

貸出窓口	連絡先	受付日時	
社会福祉協議会 在宅福祉サービス部推進課	八丁堀4-1-5 TEL3206-0603	月～金 9:00～17:00	年末年始祝祭日を除く
社会福祉協議会 さわやかワーク中央	東日本橋2-27-12 TEL3865-3661	月～金 9:00～17:00	
日本橋特別出張所 区民係	日本橋蛸殻町1-31-1 TEL3666-4253	月～金 9:00～17:00	
月島特別出張所 区民係	月島4-1-1 TEL3531-1153	月～金 9:00～17:00	
シニアセンター	佃1-11-1 TEL3531-7813	年末年始と休館日を除く月～日 9:00～20:30	

※民間タクシー会社と提携し、車いすをお届け・返却できる「搬送サービス」も  
行っています（片道搬送料：770円）。

※搬送サービスは在宅福祉サービス部推進課でのみ受け付けています。

※数に限りがあるため、介護保険制度などで借りられる方は、そちらを  
優先してご利用いただいています。

※在庫には限りがございますので、事前にお電話で確認の上、お越しく下さい。



**企業や団体、個人の方からご寄付いただいた車いすを貸出ししています。**

令和4年2月18日発行

社会福祉法人中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部推進課

〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 TEL: 03-3206-0603 FAX: 03-3523-6386